

令和4年度

玉名市

子ども読書活動推進計画（第三次）



玉名市教育委員会



目次



はじめに	・・・ 2
第1章 第二次計画における成果と課題	・・・ 3～16
1 第二次推進計画期間における成果	
2 第二次推進計画期間における課題	
第2章 第三次計画における基本的な考え方	・・・ 17～18
1 計画の目標	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
第3章 子ども読書活動推進のための具体的方策	・・・ 19～25
1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供	
（1）家庭における子どもの読書活動の推進	
（2）地域における子どもの読書活動の推進	
（3）幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進	
（4）小・中学校における子どもの読書活動の推進	
2 読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実	
3 図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進	
4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子ども読書活動の推進	
5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進	
◆ 令和8年度末において期待される目標	・・・ 26
◆ 参考資料	・・・ 27
◆ 子どもの読書活動の推進に関する法律	・・・ 28～29



はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものであり、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことは極めて重要です。

しかしながら、現在子どもたちを取り巻く環境は、テレビやゲーム、スマートフォン、インターネット、SNS（会員制交流サイト）等、情報過多ともいえる各種メディアの発達や生活環境の変化等を背景に、子どもの読書離れが指摘されています。

このような状況を受け、子どもの読書活動を社会全体で支援するために平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国では、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）、平成31年3月に第四次基本計画が策定されました。また、熊本県においても平成16年「子どもの読書活動推進計画～肥後っ子いきいき読書プラン」（第一次）が策定され、その後、第二次推進計画が平成21年3月、第三次推進計画が平成26年2月、第四次計画が平成31年3月に策定されました。

玉名市では、平成21年3月に「玉名市子ども読書活動推進計画」（平成20年度から平成24年度までのおおむね5年間）を策定し、平成27年4月に「第二次玉名市子ども読書活動推進計画（平成27年度から令和元年度までのおおむね5年間）を策定し、様々な施策に取り組んでまいりましたが、一定の成果はあったものの、令和元年度以降において新型コロナウイルス感染症の拡大による影響や様々な課題も残ることから、これまでの成果と課題を踏まえ、これからの時代の変化に対応した、子ども読書推進施策の基本方針と具体的な方策を明らかにする「第三次玉名市子ども読書活動推進計画」（令和4年度から令和8年度までのおおむね5年間）を策定することとしました。

今後は、本計画に基づき家庭・学校・地域等の連携により「いつでも、どこでも読書ができる環境づくり」に取り組み、子どもたちが自主的に読書をする習慣を身につけ、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるように、子ども読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。



第1章 第二次推進計画における成果と課題

1 第二次推進計画における成果

子どもたちが自主的に読書をする習慣を身につけ、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるよう、「第二次玉名市子ども読書活動推進計画（平成27年度からおおむね5年間）」において、5つの目標を掲げ様々な事業を実施し、主に以下のような取組を行いました。

5つの目標の主な取組を紹介します。

① 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 家庭における読書活動の推進

【取組内容】

・おはなし会やイベント等への積極的参加

各図書館において開催されている乳幼児や児童向けのおはなし会や図書館まつり等への参加を促すことによって、子どもたちに読み聞かせの楽しさを体験してもらうことができました。



▲図書館まつりでの読み聞かせ

・ブックスタート事業の実施

絵本を通して親子の触れ合いの時間を乳幼児期からつくってもらうため、図書館職員及び図書館ボランティアが玉名市保健センターに出向き、絵本の読み聞かせ実演や乳幼児期からの読み聞かせの大切さや必要性についての説明を行う「ブックスタート事業」を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、開催できなかった期間については、対象者にブックスタートパックの配付を行い、家庭における読み聞かせを促しました。



▲ブックスタート

(2) 幼稚園・保育所等における読書活動の推進

【取組内容】

・多様な読み聞かせの実施（ボランティアとの連携によるおはなし会）

各図書館では、0歳から6歳程度までの乳幼児を対象としたおはなし会を実施し、乳幼児期からの読み聞かせや親子のふれあいの大切さを伝えました。

幼稚園児・保育所（園）児及び小学生向けを含めた各図書館でのおはなし会全体の回数は、計画期間開始年の平成27年度の30回に対し、計画終了年度令和元年度の実績回数は39回と増加しました。参加者数については、令和2年度については新型コロナウイルス感染防止のためおはなし会を中止したこともあり、減少しました。



▲おはなし会への参加

●各図書館におけるおはなし会の参加者数

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民図書館	244	161	354	314	263	56
岱明図書館	163	124	242	134	93	15
横島図書館	106	64	64	53	36	12
天水図書館				202	231	54

・「おはなしの絵」への参加

本や物語の世界に親しむことで想像力を養うとともに、心豊かな子どもの育成に資することを目的として、「おはなしの絵」の作品募集を行いました。毎年、市内の保育所（園）・幼稚園に通園する5歳以上の園児（年長児）が応募しました。



▲おはなしの絵作品展（文化センター）

●「おはなしの絵」作品の応募数

(単位：点)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
応募数	404	448	407	343	370	315

・リサイクル本の積極的活用

各図書館では、図書館イベント開催時のほか、随時、リサイクル本コーナーを設けて、除籍となった本を市民の皆さまに無料で提供し、図書資源の有効活用と読書機会の提供に取り組みました。



▲リサイクル本の無償提供

(3) 小中学校における読書活動の推進

【取組内容】

・読書と触れ合う機会の充実（朝の読み聞かせ、朝の読書の継続）

小中学校では、ボランティアや保護者による「朝の読み聞かせ」、「朝の読書」が定期的に行われました。

また、担任と各学校に配置された図書室補助員が連携しながら「学級文庫」の設置、おすすめ本の紹介、「読書まつり」の開催等、子どもたちの読書意欲の向上と読書機会の提供の取組を行いました。



▲読書ボランティアによる読み聞かせ

・子どもたちの多様で幅広いニーズに対応するための図書の充実

令和3年7月に「たまな圏域電子図書館」を運用開始するとともに、子どもたちの多様で幅広いニーズに対応するため、市内小中学校の希望者に図書館利用者カード（電子図書利用者ID）を交付し、学校GIGAスクール構想により市内の児童生徒に貸与されたタブレット端末を活用して、読書や調べもの学習ができる環境を整備しました。



▲電子図書館利用者IDを児童生徒に交付

● **学校教職員の意識高揚**

小中学校図書主任図書館連絡会議を年に1回開催し、童話発表大会等の事業を通し、子どもの読書活動推進のための取組等についての情報を共有しました。



▲小中学校図書主任図書館連絡会議

● **移動図書館の活用**

市図書館では、移動図書館の利用を希望する保育所（園）・幼稚園及び小学校に移動図書館車「たまきな号」を巡回させ、教室以外の活動で得られる楽しさを届け、子どもたちの読書意欲の向上を図りました。



▲移動図書館車の巡回

● **移動図書館の受入数**

(単位：箇所)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育園・幼稚園	15	15	15	16	16	16
小学校	9	9	8	4	4	4

● **図書館見学や職場体験の受け入れ**

仕事に対する理解を深める事等を目的として、図書館において職場体験を実施しました。市図書館は小学生の図書館見学や中高校生の職場体験の受け入れを行っており、来館者への本の貸し出しや、書棚への配本、破損した本の修理等を経験することで、図書館サービスへの理解が深まり、子どもたちの成長に繋がっています。



▲中学生の職場体験実習

● **各図書館における職場体験の受入数**

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民図書館	2	11	11	15	11	4
岱明図書館	0	0	2	2	4	0
横島図書館	0	0	2	2	0	0
天水図書館				0	0	0

●各図書館における図書館見学の受入数

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市民図書館	23	111	84	56	61	120
岱明図書館	22	57	35	71	31	45
横島図書館	0	0	0	22	0	0
天水図書館				6	43	63

・学校図書室図書資料の充実

小中学校の司書教諭及び学校図書室補助員の手により、季節ごとにレイアウトされた環境や見やすく美しく、本に親しみやすい蔵書の並べ方等、児童・生徒にとって魅力ある、行きたい図書館づくりを行いました。国語科等で学習した作家の書籍をそろえたり、調べ学習に必要な資料となる書籍をまとめて掲示したり、児童生徒の学習と結びつけた運営の工夫も行いました。

《一人当たり貸出冊数》

平成 26 年度

令和元年度

小学校 95冊



小学校 138冊

中学校 13冊



中学校 30冊

※貸出冊数は、それぞれ小学校・中学校の平均値

《一校当たりの蔵書冊数に対する貸出割合》

平成 26 年度

令和元年度

小学校 307%



小学校 419%

(蔵書 5,773 冊 貸出数 17,732 冊)

(蔵書 6,978 冊 貸出数 29,207 冊)

中学校 49%



中学校 77%

(蔵書 9,241 冊 貸出数 4,519 冊)

(蔵書 10,318 冊 貸出数 7,917 冊)

※割合・蔵書・貸出数は、それぞれ小学校・中学校の平均値

・ 図書資料整備に対する支援

熊本県が実施している「肥後っ子いきいき読書アドバイザー派遣事業」を活用し、小中学校等において子どもが本に興味を持つような新刊図書コーナーのレイアウトや効果的な展示について、具体的な助言を頂くことにより季節に応じた図書の紹介ができ、展示コーナーを見て児童生徒が話題に挙げ選書することが増える等の効果が見られました。



（４）地域における読書活動の推進

【取組内容】

・ 図書館行事（お楽しみ会、図書館まつり、おはなしの絵、読書感想文等の充実、「読書の木」等の参加型の企画の提案）

市図書館イベントの3大事業の一つである図書館まつり等、毎年、各館でそれぞれ特徴あるイベントを計画し、実施しています。

興味を引くイベントを開催することにより、図書館に足を運び、更には読書への興味も深まる事業となるよう工夫しています。今後も、図書館をもっと身近に感じてもらい、読書の楽しさを伝える事業として実施していきます。



▲横島図書館まつり



▲読書の木



▲七夕まつり



▲クリスマス特別公演



▲「本を読んで五・七・五」表彰

・夏休み期間を利用した一日図書館員の開催等、子どもと図書館を繋ぐ人材の育成

子どもと図書館を繋ぐ人材育成として、子ども一日図書館員事業や就業体験を中心とした事業を受け入れ、開催するとともに啓発に努めました。

夏休み期間の図書館行事の一環として、子どもたちに図書館員としての体験を通じて、図書館の仕事やサービスに対する理解を深め、図書館に親しみ、読書意欲の向上を図り、豊かな人間性を育成することができました。



▲一日図書館員

●一日図書館員の受入数

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市民図書館	8	9	9	7	1	新型コロナ
岱明図書館			2	2	1	ウイルス感
横島図書館	6	6	0	1	4	染防止のた
天水図書館					0	め中止

② 子どもの読書活動を推進するための施設・設備その他、諸条件の整備・充

実

【取組内容】

・読書スペース（読み聞かせ室）の確保

平成 29 年度に岱明支所 2 階に移転した岱明図書館及び平成 30 年度に天水市民センター内に開館した天水図書館に読み聞かせスペースを確保しました。



▲天水図書館の読み聞かせ室



▲岱明図書館の読み聞かせ室

・読書相談の充実と情報化の推進（来館者利用のパソコン及び検索機の設置）

各図書館には図書検索機を導入し、スピーディな本の検索のために活用されています。

また、横島図書館には、来館者利用のパソコンを 1 台設置しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取り組みとして、市図書館の閲覧テーブルへの飛散防止用パーティションの設置や図書消毒機を設置しました。



▲来館者利用パソコン



▲図書検索機



▲図書消毒機の設置



▲パーティションの設置

・リサイクル本の幼稚園・保育所等、学校への配布

図書館の各種イベントをはじめ、市図書館の特設コーナーにおいて、リサイクル本の配布を行いました。また、学校図書主任会議等において、絵本、児童図書を各学校に配布しました。

リサイクル本はきれいな本も多く、幼稚園、保育所、学校等で活用されています。



▲図書主任会議でのリサイクル本の配布

③ 図書館、学校、民間団体等との連携・協力体制の整備

【取組内容】

・多様なニーズに対応できる図書資料の充実を図る

乳幼児から高齢者まで生涯にわたり利用できる多様な資料の充実を図りました。具体的には、乳幼児向本コーナーの充実、また安全性のある布絵本を充実させたことにより貸出が増加しました。

・ブックスタート事業の充実

ブックスタート事業では、4ヶ月健診時に市職員とボランティアが玉名市保健センターへ出向き、読み聞かせの重要性を伝えることができました。

・図書館イベントにおける図書館活動の発信・啓発を行う

図書館をもっと身近に利用してもらうため各種事業（一日図書館員、おはなしの絵作品展、クリスマスお楽しみ会、図書館まつり（横島）、移動図書館、ブックスタート）等を開催しました。

また、童話発表大会や読書感想文コンクール、「本を読んで五・七・五」を募集し、子どもの読書意欲の向上に努めました。



▲横島図書館まつり

■図書館行事取組の実績（図書館まつり、お楽しみ会、赤ちゃんおはなし会等）

各種行事	平成27年度	令和元年度	各種行事	平成27年度	令和元年度
玉名市童話発表大会	27人	→ 23人	本を読んで五七五	810点	→ 485点
一日図書館員	14人	→ 6人	図書館まつり	30人	→ 30人
おはなしの絵	404点	→ 370点	移動図書館	29,162冊	→ 28,145冊
読書感想文コンクール	179点	→ 159点	ブックスタート	534人	→ 439人
クリスマスお楽しみ会	140人	→ 128人			

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により一部事業が中止となったため、令和元年度のデータを掲載しています。

・移動図書館の活用

移動図書館車は、利用を希望する幼稚園・保育所（園）、小学校を巡回しており、訪問先では、多様な本を子どもたちが自ら選ぶことができるようになりました。幼児期の「読書って楽しい」という体験は、就学後の読書意欲に大きな影響を与えます。

今後も、積極的な移動図書館の巡回に努めていきます。



▲移動図書館車の保育園巡回

●移動図書館の貸出冊数

(単位：冊)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保育園	12, 294	13, 210	14, 127	14, 995	15, 512	8, 703
幼稚園	2, 961	2, 561	3, 012	2, 437	2, 409	802
小学生	13, 907	27, 954	13, 894	10, 188	10, 224	6, 941

・読み聞かせボランティアの育成と支援

市内の幼稚園・保育所（園）、小中学校では、日常的に保育士や幼稚園教諭、ボランティアによる読み聞かせが行われています。

家庭での読み聞かせが根付くように、良い絵本の紹介を保護者に積極的に行いました。

また、市内の小中一貫校では、中学生が小学校に出向き、生徒が児童に読み聞かせを体験する取り組みも行いました。



▲中学校における読み聞かせ

④ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子ども読書活動の推進

【取組内容】

・点字資料、朗読カセット、布絵本、拡大読書器、大活字本、外国語の児童図書等の収集・充実

各図書館には、点字図書及び文字の大きな本のコーナーを設置しました。

・障がいのある子どもや保護者が施設を利用しやすいように環境の整備充実に努める

良質な児童書の収集を行い、赤ちゃん絵本コーナー、ヤングアダルト（中高生向け）コーナーの設置に努めるとともに、外国語で書かれた絵本、LLブック等の収集に努める等、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた読書環境づくりを行いました。

・移動図書館の活用

移動図書資料の充実を図り、幼稚園、保育所（園）、小学校への巡回訪問を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、移動図書館車内での本の選書ができなくなったため、令和元年度以降に車両での巡回から配本に切り替えてサービスを継続しました。

・電子図書館の活用

電子図書館の一部の書籍には、音声自動読み上げ機能がついており、視覚障がい者や高齢者にも優しいサービス拡充を行いました。また、文字の拡大や画面の色の反転機能も備えており、紙の資料の利用に困難がある人にも利用しやすい環境を作りました。



▲タブレットによる電子図書の閲覧

⑤子ども読書活動の啓発・広報の推進

【取組内容】

・「子ども読書の日」（4月23日）をはじめ「読書週間」に関わる情報について、広報たまなやホームページ等を活用し周知に努める

毎月発行されている広報たまな及びホームページに「子ども読書の日」をはじめ「読書週間に関わる情報」を定期的に掲載し周知しました。

・子どもの読書意欲を高め読書力の向上を図り、豊かな心を育むため、「玉名市童話発表大会」や各種イベント等の開催

子どもたちの読書活動推進の一貫として取り組んできました童話発表大会は、各学校から学年ごとに選出してもらっていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から第三者に声や態度で伝えるという大会の特性上、実施の安全確保が困難であること等から県大会、玉名地方大会及び市大会は令和元年度をもって終了となりました。



▲玉名市童話発表大会（令和元年度）

昭和36年から約60年の活動を通して、第1回当時に比べ熊本県内小学生の読書率も全国の平均値を上回る等読書に関する環境は改善され、大会の一定の役割が果たされました。今後は、「図書館を使った調べる学習」に切り替えて、主体的な学びや将来のキャリアを描くきっかけづくりにつなげていきます。

・新刊案内、おすすめ本の案内、ベストリーダー等の読書情報を積極的に情報発信する

毎月広報たまな及び市ホームページ等の媒体を活用し、市図書館における新刊図書のご案内を定期的に行うとともに、電子図書館についてもおすすめ本の案内を行いました。

横島図書館では、子どもが読んだ本を記録し、完読する達成感を実感できるように読書手帳を配布しました。

また、令和3年2月から市図書館システムが新しくなったことにより、図書館のホームページもスマホ・タブレット用のシステムメニューを加える等利用しやすく便利になりました。

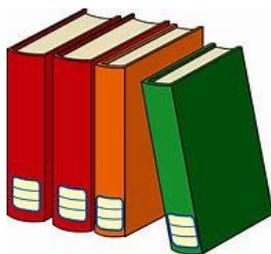


▲広報たまなによる新刊の案内

・蔵書の整備・充実

中高校生に気軽に本を手にとってほしいとの願いから、ヤングアダルトコーナーを配置して、読書意欲を高めるための取り組みを行いました。

小学生は高い読書率ですが、中学、高校と成長するにつれ読書離れが顕著になっていることから、この読書離れを少しでも解消するために取り組みました。



2 第二次推進計画における課題

第二次玉名市子ども読書活動推進計画では、目標に沿って取組を行い、一定の成果を上げていますが、不十分な取組も見られます。

国では「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（2018年～2022年）」において、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組むべき課題を示しています。それを踏まえて、第三次玉名市子ども読書活動推進計画においては、これらの課題に積極的に取り組んでいきます。

（1）玉名市図書館を利用する年齢層

令和元年度における子どもの利用者数を見ますと、0歳児から未就学児は、21,976人であり、7歳から12歳までの児童は7,681人となっており、乳幼児はブックスタートやおはなし会等の啓発活動により確実に増加していますが、就学と同時に市図書館の利用が少なくなる傾向にあります。

このことは、学校図書室や移動図書館への利用の変更も考えられるので就学前と学齢期の接続を図り、読書活動が継続して行える環境づくりに取り組んでいきます。

玉名市図書館の子どもの利用者数（令和元年度）

（単位：人）

区分	開館 日数	利用者人数						合計 (児童+合計)
		0～6 歳	7～12 歳	児童	13～15 歳	16～18 歳	学生	
市民図書館	266	19,496	3,517	23,013	615	328	943	23,956
岱明図書館	265	1,354	1,534	2,888	204	93	297	3,185
横島図書館	264	990	2,193	3,183	332	104	436	436
天水図書館	267	136	437	573	35	0	35	608
合計	—	21,976	7,681	29,657	1,186	525	1,711	28,185

（2）中高校生への読書活動の働きかけ

上記の表を見ると、13歳から18歳（中高校生）は極端に利用者数が低くなっています。貸出利用の少ない、13歳～18歳の世代への積極的な情報発信や読書活動につながる取り組みを今後も継続して実施していきます。

（3）玉名市図書館と学校図書室の連携と情報の共有

市図書館と学校図書室との情報共有を図り、司書教諭等とも連携を強化し、各学校の児童生徒の読書活動の推進を図っていきます。

第2章 第三次計画における基本的な考え方

1 計画の目標

(1) 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもの読書活動の推進には、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。

このため、家庭、地域、学校がそれぞれの立場で、子どもの発達段階に応じた効果的な取組を推進し、楽しく読書に親しむ機会の提供を積極的に行うことで、子どもの読書意欲を高め、進んで読書をしようとする態度を育て、生涯にわたる読書習慣を身に付けていくよう取り組みます。

(2) 読書活動を推進するための施設・設備その他、諸条件の整備・充実

子どもの読書活動の推進には、読書活動の場となる施設や蔵書をはじめ、読書活動の基盤となる諸条件の整備が求められます。

このため、豊かな読書環境に接することを通して、すべての子どもが目的や意欲に応じ、読書の喜びや楽しさを味わうことができるよう、図書館、学校等において、該当施設の設置、図書館資料等の整備・充実及び専門的な知識を持った人の配置が行われるよう取り組みます。

(3) 図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進

子どもの読書活動の推進には、子どもの読書活動に携わる関係者が、対等な関係において相互に連携するとともに、適宜補完し合いながら一体となって取り組んでいくことが必要です。

このため、図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップのもと、それぞれの特性、特色、良さ等を尊重し生かし合いながら、情報の共有や連携・協働により子どもの読書活動の充実に取り組みます。

(4) ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進には、すべての子どもたちの実態やニーズに応じた読書の取組が大切です。

このため、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、障がいのある子どもや長期療養中で児童読書サービスを受けることが困難な子ども、外国人の子ども等の読書活動推進のため、その実態把握に努め、実態を踏まえたよりきめ細かな読書活動が行われるよう努めます。

(5) 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

子どもの読書活動の推進には、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民に広く啓発を行っていくことが必要です。

このため、「子ども読書の日」(4月23日)をはじめ、子どもたちの読書活動に関わる様々な情報について積極的に収集し、その啓発を図るとともに、催し物においても参加者の交流を通じ社会的気運が醸成されるよう努めます。

2 計画の期間

本計画の期間は、基本としている国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の第四次推進計画期間がおおむね5年間としているため、本市第三次推進計画においてもおおむね5年間(令和4年度から令和8年度)とします。

3 計画の対象

本計画でいう子どもとは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に従い、おおむね18歳以下の者とします。



第3章 子ども読書活動推進のための具体的方策

1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもの基本的な生活習慣を育む場であり、保護者による読み聞かせやお話により、子どもが初めて本と出会う場でもあります。

このような場において、子どもが読書に興味・関心を持ち、自ら親しむことができるよう、保護者が意識し、継続的に子どもの読書習慣を育てていくことが非常に重要です。

そのため、家庭では、まず保護者が読書に対する理解を深め、自ら読書に親しむことが大切です。その上で、様々な情報を得ながら、子どもの発達段階に応じ、子どもとの楽しいふれあいの中で、読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだりする等の「読書の時間」を設けるよう努力していくことが求められます。



【具体的な取組】

- ① 家庭での読書習慣の形成のための家読の啓発
- ② 「読書時間」の設定
- ③ おはなし会やイベント等への積極的参加
- ④ 子ども読書活動の意義・重要性の普及
- ⑤ ブックスタートパックの配付
- ⑥ 読み聞かせに適した、おすすめの本の紹介
- ⑦ 児童・生徒向けの電子図書の充実



▲天水図書館での読み聞かせ

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

市図書館は、地域における読書活動の中核施設です。市図書館で、子どもが楽しい時間を過ごし、多くの本に触れ、読み聞かせやおはなし会等の催しに参加し、図書館職員と本のことについて情報交換等を行うことはとても重要なことです。

そのため、図書館等においては、日常的に子どもの読書活動についての啓発活動を行うとともに、子どもの読書活動の充実のため、定期的なおはなし会の実施、「子ども読書の日」（4月23日）をはじめとする読書習慣等における催しの実施、あるいは、発達段階に応じた様々な取組を行うこと等が求められます。

【具体的な取組】

- ① 研修会の実施（市図書館や関係機関の職員等）
- ② ボランティアとの連携・協力による発達段階に応じた多様な読書活動の催しの開催
- ③ 図書館における「お薦めの本」等の紹介
- ④ 体験（遊ぶ、作る等）と読書を結びつけた催しの開催
- ⑤ 高齢者と一緒に読み聞かせやおはなし会を楽しむ機会の設定
- ⑥ 地域学校協働活動等体験や異年齢交流の中で、読書に親しむ機会の設定



▲高齢者教室での読み聞かせの体験

(3) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

幼稚園、認定こども園、保育所等は、子どもが多く時間を過ごす中で、読書への興味関心や読書習慣を育てていく重要な場です。このような場において、計画的・継続的に子どもの読書活動が推進されることは、子どもの読書に対する意欲の向上や読書習慣の確立のためにはとても重要なことです。

そのため、幼稚園、認定こども園、保育所等においては、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行い、また、保護者に対しては、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められます。



▲移動図書館車による保育園の巡回

【具体的な取組】

- ① 多様な読み聞かせの実施（ボランティアとの連携によるおはなし会）
- ② 豊かな心を育てる絵本の充実
- ③ 家庭での読み聞かせの普及
- ④ 「おはなしの絵」への参加
- ⑤ 保護者の推薦図書の紹介等
- ⑥ 本に親しむ機会の提供と読書の大切さについての保護者啓発
- ⑦ 移動図書館の活用
- ⑧ リサイクル本の積極的活用

(4) 小・中学校における子どもの読書活動の推進

小・中学校においては、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

そこで、子どもの読書活動について、長期的な展望に立った計画を立て、教科等において着実な推進を図るとともに、発達段階に応じた多様な読書活動を展開する等、その機会の充実に向けた取組を通して、子どもの読書習慣の形成を図っていくことが必要です。

また、すべての子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の学校図書室資料の整備を図るとともに、学習指導要領等に基づき、自ら進んで読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養うための系統的な指導や取組の推進が求められます。



▲図書館見学（市民図書館）

【具体的な取組】

- ① 読書とふれあう機会の充実（朝の読み聞かせ、朝の読書の継続）
- ② 学校図書室・図書資料の充実
- ③ 学校教職員の意識高揚
- ④ 市図書館と学校図書室との連携（学校図書担当者と図書館職員との研修）
- ⑤ 図書資料整備に対する支援
- ⑥ 子どもたちの多様で幅広いニーズに対応するための図書の充実
- ⑦ 探究的学習への資料提供及び授業への支援（「玉名学」等）
- ⑧ 移動図書館の活用
- ⑨ 学校図書室の情報化の促進
- ⑩ 図書館見学や職場体験の受け入れ
- ⑪ リサイクル本の積極的活用
- ⑫ 「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、学校における調べ学習の取組を支援



▲職場体験の様子

2 読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

(1) 地域における施設、設備その他の諸条件の整備・充実

子どもにとって図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。そのためにも、子どもの読書活動を推進するためには、子どもが生活する地域に読書活動を楽しむ図書館があり、そこに読みたい本や知りたい情報が整備されている必要があります。

そこで、市は、図書館資料の充実、情報検索システムの充実、専門的な知識を持った司書の配置、電子図書、録音図書の導入等、市全域にわたり、すべての子どもが同じようにサービスを受けられるよう諸条件の整備・充実を図っていくことが求められます。



【具体的な取組】

- ① 乳幼児向けの図書や児童・青少年用図書の整備と提供
- ② 移動図書館等のサービスの充実
- ③ 情報の発信（ホームページの充実、インターネットを活用した情報の発信等）
- ④ たまな圏域電子図書館の充実
- ⑤ 玉名圏域定住自立圏構成1市3町（玉名市・玉東町・南関町・和水町）における図書館の相互利用サービスの提供
- ⑥ 専門的な知識を持った司書の配置
- ⑦ 司書及び司書補の資質向上を図るための継続的な研修会の実施



▲図書館見学（天水図書館）

(2) 学校等における施設、設備その他の諸条件の整備・充実

学校図書室は、読書センター、学習・情報センターとしての機能を有しており読書活動における利活用に加え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。

そこで、学校図書室は、司書教諭や学校図書室支援員等の人的措置、図書資料の充実や情報システムの構築等施設、設備その他諸条件の整備・充実を図ることが求められます。

【具体的な取組】

- ① 小・中学校の司書教諭及び図書室補助員等の研修の充実
- ② タブレット端末を活用した電子図書による調べもの学習の推進
- ③ 図書館資料の整備・充実
(ヤングアダルトコーナーをカウンター近くに配置)
- ④ 読書スペースの確保
- ⑤ 読書相談の充実と情報化の推進
(来館者利用のパソコン設置・図書検索機)
- ⑥ レファレンスの充実した対応
- ⑦ リサイクル本の幼稚園・保育所等、学校への配付
- ⑧ 放課後子ども教室等における読み聞かせ等が実施できる体制の整備



3 図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進

子どもの読書活動の推進には、子どもの読書活動に携わる関係者が、対等な関係において相互に連携するとともに、適宜補完し合いながら一体となって取り組んでいくことが必要です。

学校の授業において、学校図書室だけでなく市図書館と連携することで、より多くの資料や情報を子どもに提供することが可能となり、大きな学習効果が期待できます。

そこで、市図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップのもと、それぞれの特性、特色、良さ等を尊重し、生かし合いながら、情報の共有や連携・協働により子どもの読書活動の充実に取り組みます。



【具体的な取組】

- ① 図書館と学校等との連携・協力（蔵書の相互利用、図書館職員の学校訪問、読み聞かせ等の取組等）
- ② 読み聞かせボランティアの育成とネットワークの構築
- ③ おはなし会、赤ちゃんおはなし会、図書館まつり、お楽しみ会等の開催
- ④ 夏休み期間を利用した一日図書館員の開催、職場体験等の受入による、子どもと図書館を繋ぐ人材の育成
- ⑤ 移動図書館の活用



4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子ども読書活動の推進

子どもが読書活動を行うことができる環境づくりは、すべての子どもに読書の喜びを伝えることを目的に取り組んでいくものです。

そのため、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、必要な情報を収集しながら、関係機関、図書館、学校等、ボランティアがその機能や技能等を生かし、連携・協力しながら子どものニーズに応じた読書活動の推進に努めます。



▲点字図書

【具体的な取組】

- ① 多様な読み聞かせやおはなし会等の開催
- ② 児童書、絵本、点字資料、大活字本、録音資料、外国語の児童図書の充実
- ③ 障がいのある子どもや病院等で長期療養中の子どもに対する読書環境の整備充実
- ④ たまな圏域電子図書館の充実
- ⑤ エレベーターやスロープの設置、授乳コーナーの設置等
- ⑥ 車いす、ベビーカーの常置

5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

広報媒体を活用し、子どもの読書活動の意義や重要性、関係する情報や顕著な事例を市民に広く啓発していくことで、子どもの読書活動の推進を図ることが重要です。

同時に、読書啓発に係る行事等に参加する人すべてが、読書に関わる催しを楽しむことを通して、子どもの読書の必要性や重要性について深く考える機会も意味のあることです。

そこで、子どもの読書活動に関する情報（「子ども読書の日」（4月23日）をはじめ、読書週間に関する取組、優れた取組等）を定期的に収集し、広く啓発広報を行い、それらの情報について、市図書館、学校、地域等において有効活用されるよう啓発を図っていきます。



▲市民図書館の閲覧室

【具体的な取組】

- ① 読書活動（おはなし会、読み聞かせ、読書週間等にちなんだ行事）に関わる催しの紹介
- ② 一日図書館員や職場体験の受入
- ③ 自ら課題を見つけ、市図書館や学校図書室を使ってその課題を解決する一連の探究的な学習「図書館を使った調べる学習コンクール」や各種イベント等の開催
- ④ 「子ども読書の日」（4月23日）をはじめ、「読書週間」に関する情報のホームページや広報たまなを活用した周知



▲子ども読書の日ポスター



▲高校生の職場体験

令和8年度末における期待される目標

【 学校において期待される目標 】

<p>●小中学校図書室における、図書標準冊数達成校</p>					
令和2年度現状		→		令和8年度	
70%				80%	
<p>●一人当たり貸出冊数</p>					
令和2年度現状		→		令和8年度	
小学校	138冊	→	小学校	145冊	
中学校	26冊	→	中学校	30冊	

【 公立図書館等において期待される目標 】

<p>●玉名市図書館：蔵書数、貸出冊数、ボランティア数（ボランティアは人数）</p>					
<p>○蔵書冊数</p>					
令和2年度		→		令和8年度	
市民図書館	141,898冊	→	市民図書館	153,000冊	
岱明図書館	44,387冊	→	岱明図書館	53,000冊	
横島図書館	62,030冊	→	横島図書館	68,000冊	
天水図書館	15,112冊	→	天水図書館	27,000冊	
<p>○貸出冊数</p>					
令和2年度		→		令和8年度	
市民図書館	156,702冊	→	市民図書館	240,000冊	
岱明図書館	45,051冊	→	岱明図書館	60,000冊	
横島図書館	37,852冊	→	横島図書館	55,000冊	
天水図書館	9,751冊	→	天水図書館	20,000冊	
<p>○ボランティア数</p>					
令和2年度		→		令和8年度	
市民図書館	33人	→	市民図書館	50人	
岱明図書館	8人	→	岱明図書館	15人	
横島図書館	26人	→	横島図書館	40人	
天水図書館	24人	→	天水図書館	30人	

《参考資料》

※「ブックスタート」

1992年に、イギリスのバーミンガムにおいて始まった運動で、主に新生児とその親と一緒に絵本を読む事により、赤ちゃんと保護者が心ふれあう時間を持つきっかけを届けようとするものです。保健所や保健センターの乳幼児健診の際に、おすすめの絵本等を入れた、ブックスタートパックを配付します。玉名市では、生後4ヶ月の乳幼児を対象に実施、4ヶ月健診時に絵本の読み聞かせ体験と2冊の絵本を贈呈します。

※「子ども読書の日」

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため「子ども読書活動の推進に関する法律」により定められたもので、シェイクスピアとセルバンテスの命日です。4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していること等にちなんだものです。

※「ユニバーサルデザイン」

ユニバーサルデザイン（UD）とは、生活を送る上で、すべての人にとって使いやすいように計画してつくられた製品・情報・環境デザインのことで、今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われています。

※「ヤングアダルトコーナー」

中高校生等、子どもと大人の中間に位置する年代の呼称で、ひとつの利用者層として捉えています。

※「ベストリーダー」

貸出が多かった資料で上位となるものです。

※「読書の木」

子どもたちが読んだ本をみんなにおすすめし、本の木を育ててもらうことです。

※「レファレンス」

必要な情報を求める図書館利用者に対して、その情報の回答について、図書館職員が図書館等の資料とネットワークを活用して、資料紹介、情報提供等を行うことです。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

玉名市子ども読書活動推進計画（第三次）

令和4年度

発行 令和4年4月

玉名市教育委員会事務局

教育部 コミュニティ推進課

〒865-0051 玉名市繁根木88-1

TEL 0968-75-1312